

沼田市クビアカツヤカミキリ防除用品の配布に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる樹木への被害拡散を防止するため、防除用品を被害樹木が存在する土地の所有者又は管理者に配布することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防除用品 クビアカツヤカミキリの駆除及び被害拡散防止のために必要な登録薬剤等（国が登録又は適用拡大した薬剤をいう。以下同じ。）及び防虫ネットをいう。
- (2) 被害樹木 クビアカツヤカミキリの被害を受けている市内の樹木（果樹園にあるものを除く。）をいう。

(配布対象者)

第3条 防除用品の配布対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害樹木の存在する土地の所有者（法定相続人等を含む。）又はその同一世帯員である者（以下「土地所有者等」という。）
- (2) 土地所有者等から当該土地の管理を任されている者
- (3) その他市長が必要と認める者

(申請)

第4条 防除用品の配布を受けようとする者は、クビアカツヤカミキリ防除用品配布申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 被害樹木の状況が分かる写真
- (2) 前条第2号に規定する者が申請をする場合は、土地所有者等からの委任状（別記様式第2号）

(防除用品の配布)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、配布が適当と認めたときは、防除用品を無償で配布するものとする。

2 配布する防除用品の数量は、申請のあった被害樹木の状態応じて市長が決定するものとする。

(使用者の責務)

第6条 前条の規定により防除用品の配布を受けた者（以下「使用者」という。）は、この要綱の趣旨に沿って、これらを適正に使用しなければならない。

(禁止事項)

第7条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 目的以外での防除用品を使用すること。
- (2) 配布を受けた防除用品を第三者に貸し出し、又は譲渡すること。

(3) その他市長が防除用品の使用において不相当と認める行為
(免責事項)

第8条 市は、防除用品の使用又は管理の不備により生じた事故によって使用者が損害を受けることがあっても、その責めを負わない。

(協力)

第9条 市長は、使用者に対し、配布を受けた防除用品の使用に関する資料の提供、周辺の状況調査等について協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月20日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

令和 年 月 日

沼田市長 様

申請者 住所
氏 名
電話番号

クビアカツヤカミキリ防除用品配布申請書

沼田市クビアカツヤカミキリ防除用品の配布に関する要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

実施場所	沼田市	
該当区分	☐ 被害樹木の存在する土地の所有者 ☐ 当該土地の所有者と同一世帯員である者 ☐ 当該土地の管理者（委任状を添付すること） ☐ その他（ ）	
被害樹木の種類 及び本数	☐ サクラ _____ 本 ☐ ウメ _____ 本 ☐ モモ _____ 本 ☐ その他（ ） _____ 本	
防除用品 配布希望数	登録薬剤等	防虫ネット
備考		

(添付書類)

- 1 被害が確認できる写真（被害樹木全体・フラス排出箇所の写真）
- 2 委任状（申請者が該当土地の管理者の場合）

(注意事項)

- 1 防除用品の使用又は管理の不備により生じた事故によって損害を受けることがあっても、市はその責めを負いません。
- 2 土地の所有者を確認するため、調査を行います。

※沼田市記入欄

窓口確認	☐ 申請者本人 ☐ 申請者の代理	☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他（ ）	確認者
添付書類	☐ 被害が確認できる写真	委任状 ☐ あり ☐ 不要	

様式第2号（第4条関係）

委任状

（土地の管理者）

住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項の一切の権限を委任します。

- ☐ 沼田市クビアカツヤカミキリ防除用品の配布申請に関する事
- ☐ 沼田市クビアカツヤカミキリ防除用品の受領に関する事

令和 年 月 日

（土地所有者等）

住 所

氏 名

印